

令和5年第2回羅臼町議会臨時会（第1号）

令和5年5月15日（月曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第28号 羅臼副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第 5 議案第29号 羅臼町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
日程第 6 議案第30号 羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 7 議案第26号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について
日程第 8 議案第27号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
-

○出席議員（9名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	米井 宏喜 君		2番	浜岸 昭仁 君
	3番	小川 雅勝 君		4番	山下 竜哉 君
	6番	田中 良 君		7番	高島 譲二 君
	8番	松原 臣 君			

○欠席議員（1名）

5番 加藤 勉 君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊屋 稔 君	副 町 長	川 端 達 也 君
教 育 長	石 崎 佳 典 君	監 査 委 員	松 田 眞 佐 都 君
企画振興課長	八 幡 雅 人 君	総 務 課 長	本 見 泰 敬 君
税務財政課長	対 馬 憲 仁 君	税務担当課長	飯 島 東 君
保健福祉課長	福 田 一 輝 君	保健・国保担当課長	洲 崎 久 代 君
子育て支援センター所長	長 内 美 奈 子 君	産業創生課長	大 沼 良 司 君
まちづくり担当課長	湊 慶 介 君	建設水道課長	佐 野 健 二 君

学 務 課 長 平 田 充 君 社会教育課長 野 田 泰 寿 君
会 計 管 理 者 鹿 又 明 仁 君

○職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長 松 崎 博 幸 君 議 会 事 務 局 次 長 堺 勝 敏 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。

定足数に達しておりますので、令和5年第2回羅臼町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番小川雅勝君及び4番山下竜哉君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第28号 羅臼町副町長の選任につき同意を

求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 議案第28号羅臼町副町長の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 11ページをお開き願います。

議案第28号羅臼町副町長の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

副町長につきましては、引き続き川端達也氏を選任したいと考えております。

川端氏の住所につきましては、目梨郡羅臼町緑町299番地1。生年月日、昭和40年3月14日生まれの58歳であります。任期につきましては、令和5年6月22日から令和9年6月21日まででございます。

川端氏におかれましては、昭和62年に大学を卒業後、地元であります羅臼町に戻り、役場職員として様々な役職を歴任され、平成31年から羅臼町副町長としてその手腕を発揮しております。

この4年間、私の良きパートナーとして、また、相談役として幾度となく助けられてまいりました。信頼の置ける人物でございます。人格、経験、識見ともに適任でありますので、議員皆様の満堂の同意を賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第28号羅臼町副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

ここで、副町長に選任されました川端達也君より発言の申出がありましたので、これを許します。

川端達也君。

○副町長当選人（川端達也君） お許しをいただきましたので、一言御挨拶させていただきます。

ただいま副町長の選任につきまして、議員皆様方の御高配により同意をいただき、心よりお礼申し上げます。大変ありがとうございます。

2度目の就任となりますが、大変光栄なことではあります、職責の重大さに改めて身の引き締まる思いをしているところでございます。

今、町が抱えている現状は、地域経済の低迷、先行きの見通せない北方領土問題、人口減少による労働力不足、燃料高騰・物価高騰など、様々な課題が山積して非常に厳しい状況が続いており、湊屋町長が基本姿勢としております町民が幸福になるまちづくりを推進するため、誠心誠意努力していく覚悟をしているところでございます。

議員皆様方におかれましては、今まで以上に御指導・御協力を賜りたくお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

**◎日程第5 議案第29号 羅臼町固定資産評価審査員の選任
につき同意を求めることについて**

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 議案第29号羅臼町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の12ページでございます。

議案第29号羅臼町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

このたび、羅臼町固定資産評価員につきましては、恒例によりこれまで副町長がその任に当たってまいりましたので、先ほど御承認いただきました川端達也氏を引き続き選任したいと考えております。

川端氏の住所につきましては、羅臼町緑町299番地1。生年月日、昭和40年3月14日生まれの58歳です。任期につきましては、令和5年6月22日から令和9年6月21日まででございます。

先ほども申しましたが、川端氏におかれましては、昭和62年に大学を卒業後、地元であります羅臼町に戻りまして、役場職員として様々な仕事に就いておられます。平成31年から羅臼町副町長としてその手腕を発揮しておりますので、川端氏においては人格、経

験、識見ともに適任でありますので、皆様の同意を賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第29号羅臼町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

◎日程第6 議案第30号 羅臼町監査委員の選任につき同意
を求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第30号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の13ページをお願いいたします。

議案第30号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

このたび、羅臼町監査委員の任期満了を迎えることから、新たに加藤勉氏を選任したいと考えております。

加藤勉氏の住所につきましては、目梨郡羅臼町共栄町7番地9。生年月日は、昭和22年1月2日生まれの76歳でございます。任期につきましては、令和5年5月15日から令和9年4月30日まででございます。

加藤氏におかれましては、羅臼役場を退職後、福祉関係のお仕事に就かれており、平成27年より羅臼町議会議員としても御活躍でございます。加藤氏におかれましては人格、

経験、識見ともに適任でありますので、議員皆様の満堂の同意を賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第30号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第26号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定 について

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第26号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務担当課長。

○税務担当課長（飯島 東君） 議案の1ページをお願いします。

議案第26号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

2ページをお願いします。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例。

今回の改正は、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正であります。

改正の柱といたしましては、森林環境税の導入に伴う各種規定の整理のほか、軽自動車税のグリーン化特例の期限を3年間延長する等、それぞれ関連する項目について所要の措置を講ずるものでございます。

改正条例につきましては、議案の2ページから7ページに掲載しておりますが、別冊として配付しております参考資料の羅臼町町税条例の一部改正する条例制定説明資料により、主な改正内容と適用関係について御説明させていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

なお、改正項目それぞれの施行年月日につきましては、説明資料に記載のとおりですの

で、説明を省略させていただきます。

それでは、参考資料の1ページの資料1をお開き願います。

主な改正内容に沿って御説明をいたします。

1番は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について規定する条例第34条の9第2項の改正でございまして、森林環境税が令和6年度より導入されることに伴う文言及び引用条項の整理でございまして。

2番は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について規定する条例第36条の3の2第2項及び第3項から第6項の改正でございまして、第2項として、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化ができる旨を新たに規定し、以下各項を繰り下げるものでございまして。

3番は、個人の町民税の徴収方法等について規定する条例第38条第1項及び第3項の改正でございまして、第1項は法改正に基づく文言の整理、第3項は、令和6年度より導入される森林環境税の賦課徴収の方法について追加するものでございまして。

4番は、個人の町民税の納税通知書について規定する条例第41条の改正でございまして、個人の町民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するものでございまして。

5番は、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収について規定する条例第44条第1項、第2項、第3項、第5項、第6項の改正でございまして、第1項は特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む規定を追加するもので、第2項以下は法改正に基づく文言の整理でございまして。

2ページにまいります。

6番は、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等について規定する条例第46条の改正でございまして、施行規則様式に第5号の15の2が新設されたものによるものでございまして。

7番は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて規定する条例第47条第1項及び第2項の改正でございまして、第1項は法改正に基づく文言の整理。第2項は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う改正でございまして。

8番は、公的年金等の所得に係る個人の町民税の特別徴収について規定する条例第47条の2第1項及び第2項の改正でございまして、第1項は特別徴収の方法により徴収する公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む規定を追加。第2項は法改正に基づく文言の整理でございまして。

9番は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れについて規定する条例第47条の6第1項及び第2項の改正でございまして、第1項は法改正に基づく文言の整理。第2項は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う改正でございまして。

10番は、法人の町民税の申告納付について規定する条例第48条第1項及び第5項の

改正でございまして、いずれも施行規則様式に第22号の4の2が新設されたものでございます。

11番は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続について規定する条例第50条第1項及び第2項の改正でございまして、第1項は施行規則様式に第22号の4の2が新設されたことに伴う改正。第2項は法改正に基づく文言の整理でございます。

12番は、軽自動車税の種別割の税率について規定する条例第82条第1号への改正でございまして、ミニカー区分から特定小型原動機付自転車を除外するものでございます。

13番は、たばこ税の申告納付の手続について規定する条例第98条第1項及び第5項の改正でございまして、いずれも施行規則様式に第34号の2の5の2が新設されたものでございます。

14番は、たばこ税に係る不足税額等の納付手続について規定する条例第101条第1項の改正でございまして、施行規則様式に第34号の2の5の2が新設されたものでございます。

3ページにまいりまして、15番は、肉用牛の売却に伴う事業所得に係る町民税の課税の特例について規定する条例附則第8条第1項の改正でございまして、特例の適用期間を3年間延長するものでございます。

16番は、読替規定について規定する条例附則第10条の改正でございまして、地方税法附則第64条の適用期間終了に伴う条項の整理でございます。

17番は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、いわゆるわがまち特例について規定する条例附則第10条の2の改正でございまして、新たに規定された長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合の課税標準の特例措置の割合を3分の1と定める規定の新設と、法改正に基づく条項の整理でございます。

18番は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定する条例附則第10条の3第11項及び第12項の改正でございまして、第11項は大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の軽減措置に係る規定の新設、次項は新設に伴う項ずれの整理でございます。

19番は、軽自動車税の環境性能割額の非課税について規定する条例附則第15条の2の改正でございまして、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減措置が廃止されたことによるものでございます。

20番は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について規定する条例附則第15条の2の2第4項の改正でございまして、自動車メーカーの不正行為に起因し、軽自動車税環境性能割の納付不足額が発生した場合における当該自動車メーカーが納付すべき軽自動車税環境性能割を徴収する際に、加算する割合を10%から35%へ変更するものでございます。

4ページにまいりまして、21番は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について規

定する条例附則第15条6第3項の改正でございまして、19番と同様、軽減措置の廃止によるものでございます。

22番は、軽自動車税の種別割の税率の特例について規定する条例附則第16条の改正でございまして、グリーン化特例の適用期限の延長並びにその他項ずれを反映するものでございます。

23番は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について規定する条例附則第16条の2第1項及び第3項の改正でございまして、第1項は附則第16条の改正に伴う規定の整備、第3項は20番と同様、軽自動車税の種別割を徴収する際に加算する割合を10%から35%へ変更するものでございます。

24番は、優良住宅等の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に規定する条例附則第17条の2第1項及び第2項の改正でございまして、第1項、第2項ともに優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

附則として、第1条は、施行期日でございまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

5ページにまいりまして、附則第2条は、町民税に関する経過措置でございまして、第1項は、森林環境税の導入に伴う地方税法の改正に係る経過措置でございまして、前条第2号中個人の町民税に関する部分は令和6年度以後について適用し、それ以前の個人の町民税については、なお従前に例によるものでございます。

第2項は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書についての経過措置でございまして、施行日の令和7年1月1日以後に支払いを受けるべき給与について提出する申告書について適用し、施行日前に支払いを受けるべき給与について提出した申告書については、なお従前の例によるものでございます。

附則第3条は、固定資産税に関する経過措置でございまして、別段の定めがあるものを除き、陳情例の規定中固定資産税に関する部分は令和5年度以後について適用し、それ以前までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

第2項は、新条例において、わがまち特例から除外・廃止となった施設、設備に対する経過措置について規定するものでございます。

附則第4条は、軽自動車税の種別割に関する経過措置でございまして、第1項は新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分について適用し、それ以前については、なお従前の例によるものでございます。

第2項は、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の町税条例附則に規定する軽自動車税の環境性能割の経過措置について規定するものでございます。

第3項は、新条例の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車

については、なお従前の例によるものでございます。

第4項は、新条例の規定中、軽自動車税の種別割に関する部分は令和5年度以後の年度分について適用し、それ以前についてはなお従前の例によるものでございます。

なお、6ページ以降に資料2で新旧対照表を添付いたしましたので、後ほどお目通しお願いいたします。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第26号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第26号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第27号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第27号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の8ページをお願いします。

議案第27号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

9ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、説明の都合上、別冊参考資料26ページ、資料3にて御説明いたしますので、特段の御配慮を賜りたいと存じます。

1、改正理由でございますが、1点目は、令和5年度税制改正大綱により、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しが行われたも

の。

2点目は、雇用保険法施行規則の一部改正が行われる省令に係る文言の追加。

3点目は、令和3年度の北海道国保運営方針の見直しにおいて、加入者負担の公平化を目的とした保険料水準の統一を目指すことが明記され、市町村は北海道が示す標準保険料率と現行保険税率の差を解消していくことが必要となったことにより、当町においても保険税率を北海道が示す標準保険料率を基に参考を行うため、保険税率の改正を行うものでございます。

2、改正内容でございます。

①国民健康保険税の課税額の引き上げ。

後期高齢者支援金等課税額を「20万円」から「22万円」に引き上げるものでございます。

②国民健康保険税の減額対象となる所得基準の見直し。

5割軽減対象世帯「28万5,000円」から「29万円」に引き上げる。2割軽減対象世帯「52万円」から「53万5,000円」に引き上げるものでございます。

③雇用保険受給者通知の取扱いを変更するものでございます。

④標準保険料率での保険税率の改正を行うものでございます。

3、保険税率改定案を御覧ください。

保険税率は、その使用目的により、加入者の医療費を賄う医療費分、後期高齢者医療を支援するための後期高齢者医療支援金等分、40歳以上64歳未満の加入者が介護保険サービスの一部を負担するための介護納付金分に分かれており、それぞれの必要総額に応じて所得割、均等割、平等割で算出された合計額が、その世帯の国民健康保険税として課税されます。

改正案ですが、合計で、所得割率で0.58%、均等割で2,200円、平等割で2,100円の増額となっております。

また、賦課限度額ですが、先ほど御説明いたしました後期高齢者医療支援金等分の課税賦課限度額が20万円から22万円に引き上げられたことにより、合計は104万円となっております。

増額の主な要因ですが、北海道が示す標準保険料率では所得水準及び医療費水準が加味され、全道の国保加入者の平均的な所得に比べ、羅臼町の所得の平均が高いこと、また、医療費が低い保険者に交付される道からの補助金が、統一保険料を目指すため段階的に減額されることによるものでございます。

27ページをお願いします。

続きまして、4、改正条文でございます。

まず、区分1、課税額でございますが、第2条第3項で後期高齢者支援金等分賦課限度額を「22万円」としております。

区分2、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額でございます。

第3条第1項の所得割率を「100分の7.68」から「100分の8.12」に変更しております。

第4条は、被保険者均等割額で「2万4,800円」から「2万6,300円」に変更しております。

第5条は、世帯別平等割額で特定世帯以外の額を「2万5,200円」から「2万6,700円」へ、特定世帯については「1万2,600円」から「1万3,350円」へ、特定継続世帯については「1万8,900円」から「2万25円」へ、それぞれ変更しております。

区分3、後期高齢者支援金課税額についてです。

第6条の後期高齢者支援金課税額に係る所得割額ですが、「100分の2.66」を「100分の2.76」に変更しております。

第7条第1項で、被保険者均等割額を「8,800円」から「9,200円」に変更しております。

第2項では、世帯別平等割額を特定世帯以外の額を「8,900円」から「9,300円」に、特定世帯については「4,450円」を「4,650円」に、特定継続世帯については6,675円を6,975円にそれぞれ変更しております。

区分4、介護納付金課税額についてでございます。

第8条、介護納付金課税額に係る所得割額ですが「100分の1.99」を「100分2.03」へ変更しております。

第9条で、被保険者均等割額を「9,000円」から「9,300円」に変更しております。

第9条の2では、世帯別平等割額を「7,000円」を「7,200円」に変更しております。

区分5からは第23条関係で、国民健康保険税の減額についてでございます。

第1項では、先ほど第2条第3項同様、変更した後期高齢者支援金等分課税額限度額を22万円としております。

28ページをお願いいたします。

区分6、第23条第1項第1号は、7割軽減として減額される額についてで、基礎課税額の均等割額を「1万7,360円」から「1万8,410円」に、平等割額の特定世帯等以外の世帯については「1万7,640円」を「1万8,690円」に、特定世帯については「8,820円」を「9,345円」に、特定継続世帯については「1万3,230円」を「1万4,018円」に変更するものでございます。

後期高齢者支援金等課税額の均等割額については「6,160円」を「6,440円」に、平等割額の特定世帯等以外につきましては「6,230円」を「6,510円」に、特定世帯については「3,115円」を「3,215円」に、特定継続世帯については「4,673円」を「4,883円」に変更するものでございます。

また、介護納付金課税額の均等割額は「6,300円」を「6,510円」に、平等割額については「4,900円」を「5,040円」に変更するものでございます。

区分7、第23条第1項第2号は、5割軽減として減額する額についてで、5割軽減対象世帯の所得割基準を29万円へ改正しております。

また、基礎課税額の均等割額を「1万2,400円」から「1万3,150円」に、平等割額の特定世帯等以外の世帯については「1万2,600円」を「1万3,350円」に、特定世帯については「6,300円」を「6,675円」に、特定継続世帯については「9,450円」を「1万13円」に変更するものでございます。

後期高齢者支援金等課税額の平等割額・均等割額については「4,400円」を「4,600円」に、平等割額の特定世帯等以外につきましては「4,450円」を「4,650円」に、特定世帯については「2,225円」を「2,325円」に、特定継続世帯については「3,338円」を「3,488円」に変更するものでございます。

また、介護納付金課税額の均等割額を「4,500円」を「4,650円」に、平等割額については「3,500円」を「3,600円」に変更するものでございます。

29ページをお願いいたします。

区分8、第23条第1項第3号は、2割軽減として減額される額についてで、2割軽減対象世帯の所得基準を53万5,000円に改正しております。

基礎課税額の均等割額を「4,960円」から「5,260円」に、平等割額の特定世帯等以外の世帯については「5,040円」を「5,340円」に、特定世帯については「2,520円」を「2,670円」に、特定継続世帯については「3,780円」を「4,005円」に変更するものでございます。

後期高齢者支援金等課税額の均等割額については「1,760円」を「1,840円」に、平等割額の特定世帯等以外については「1,780円」を「1,860円」に、特定世帯については「890円」を「930円」に、特定継続世帯については「1,335円」を「1,395円」に変更するものでございます。

また、介護納付金課税額の均等割額は「1,800円」を「1,860円」に、平等割額については「1,400円」を「1,440円」に変更するものでございます。

区分9、第23条第2項第1号は、未就学児の基礎課税額の被保険者均等割額の減額についてで、未就学の子供1人につき、7割軽減世帯では「3,720円」から「3,945円」に、5割軽減世帯では「6,200円」を「6,575円」に、2割軽減世帯では「9,920円」から「1万520円」に、それ以外の世帯は「1万2,400円」を「1万3,150円」に、それぞれ改定するものでございます。

区分10、第23条第2項第2号は、未就学児の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の減額で、未就学の子供1人につき、7割軽減世帯では「1,320円」から「1,380円」に、5割軽減世帯は「2,200円」から「2,300円」に、2割軽減世帯では「3,520円」から「3,680円」に、それ以外の世帯では「4,400円」

から「4,600円」に、それぞれ改正するものでございます。

30ページをお願いいたします。

区分11は、特例対象被保険者等に係る申告で、第24条の2第2項で雇用保険受給者資格通知の取扱いを変更しております。

附則といたしまして、第1項で、施行期日を公布の日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

第2項の適用区分として、この条例による改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税は、なお、従前の例によると定めております。

31ページをお願いします。

モデル世帯の保険税比較にて、本税率の改正の影響につきまして御説明いたします。

なお、この試算は、今年度の概算の課税所得で計算しておりますことを御了承願います。

表上段左①は、40歳から64歳の独居、7割軽減世帯の想定で、年額1,300円の増額となっております。同じく上段右②は、65歳以上独居で、5割軽減世帯の想定で、年額2,300円の増額となっております。

表の中段③は、所得250万円の39歳以下の2人世帯で、年額1万6,900円の増額。④所得400万円、40歳以上2人世帯の想定で、年額2万7,200円の増額。

表下段⑤所得400万円で、39歳以下の夫婦と子供2人の4人の一般的な子育て世帯では、年額2万6,900円の増額。

⑥所得800万円で、3世代同居の40歳以上4名、子供2名の6人世帯で、賦課限度額の税額で2万円の増額となっております。

先ほども御説明いたしましたが、増額の主な要因は、全道の国保加入者の平均的な所得に比べ、羅臼町の所得の平均が高いこと、また、医療費が低い保険者に交付される道からの補助金が統一保険料を目指す段階において、段階的に減額されることによるものでございます。

なお、昨年度に比べ、被保険者数は110名程度減少しておりますが、今年度の課税所得が上がる見込みとなっております。今後、国保加入者の人数及び世帯数、加入者のそれぞれの所得状況の確定後、課税計算を行うこととしておりますことを御了承願います。

また、本条例改正につきましては、去る5月11日開催の令和5年第2回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございますが、続きます32ページには、課税限度額の見直しについての資料、33ページについては資料4に本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第27号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第27号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第2回羅臼町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員